豊中市による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

第1目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、本市においては、物品及び役務の調達に当たって、優先的に障害者就労施設 等から調達するよう努めることが求められている。

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

第2 調達方針

1 調達する物品及び役務

この方針により本市が調達する物品及び役務は、本市が契約によって調達する物品及び 役務のうち、事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものと する。

2 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行 う事業に限る。)
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- オ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する 事業所(特例子会社)
- カ 障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第2号に規定する 事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体

3 物品等の調達目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に努める。 各年度の目標は、別に定める。

4 物品及び役務の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、次の取組みを行う。

(1) 障害者就労施設等が提供する物品及び役務の情報を発信する。

障害者就労施設等が提供する物品及び役務の内容など、その調達の推進のために 必要な情報提供を、本市各部局のみならず対外的に行うため、市ホームページや障 害福祉サービス事業所の紹介イベント等を活用する。

(2) 本市の需要を障害者就労施設等に情報提供する。

毎年、各部局の障害者就労施設等からの調達実績と今後の予定を調査し、その中で顕在化した需要等を障害者就労施設等に情報提供する。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大に努める。

物品及び役務の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ア 物品及び役務の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の 可能性について検討する。
- イ 物品及び役務の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう 可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮する。
- ウ 物品及び役務の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう 履行期間及び発注量を考慮する。
- エ 物品及び役務の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分に説明する。
- (4) 随意契約を積極的に活用する。

障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。

第3 公表

本方針に基づく実績は、毎会計年度終了後に公表するものとする。

第4 担当課

本方針の担当窓口は、福祉部障害福祉課とする。

第5 その他

- (ア) 市職員の私的購入を促進するため、一般財団法人豊中市職員厚生会のあっせん販売の仕組みを活用する。
- (イ)出資法人等に対して障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標と実績 の公表を行うよう働きかけを行う。
- (ウ) 障害者就労施設等の供給能力の向上を進めるため、共同受注組織の構築等の支援 方策を検討するものとする。

附則

この方針は、平成25年9月1日から実施する。

この方針は、平成27年4月1日から実施する。

この方針は、平成31年4月1日から実施する。